

## 南知多町まちづくり協議会 分科会「空き家移住定住協議会」設置要綱

### (設置)

第1条 住民の積極的な参画により協働と連携のまちづくりを推進する南知多町まちづくり協議会に、人口減少によるまちづくりの担い手不足の解消と空き家バンク制度を利用した移住定住者や本町の自然、歴史、文化などの多様なつながりを持った関係人口との協働と連携を図ることを目的として、南知多町まちづくり協議会分科会 空き家移住定住協議会（以下「分科会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地方創生推進交付金を活用した「空き家利活用を核とした移住定住促進プロジェクト」の効果検証
- (2) 地方創生推進交付金を活用した「空き家利活用を核とした移住定住促進プロジェクト」の事業計画の審査
- (3) まちづくりの担い手不足の解消に資するための事業計画の作成・検討
- (4) 移住定住者（希望者を含む。）や関係人口が地域活動に積極的に参画できる事業の検討
- (5) その他地域のまちづくり事業の推進に資するための新たな事業の検討

### (組織及び委員)

第3条 分科会は、22人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから会長が任命する。

- (1) 南知多町まちづくり協議会の委員
- (2) 学識経験者
- (3) 愛知県司法書士会に所属する司法書士
- (4) （公社）愛知県宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引業者又は空き家マイスターの認定を受けた者
- (5) その他事業の推進に際し会長が必要と認める者

### (役員)

第4条 分科会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、南知多町まちづくり協議会の会長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が選任する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期終了後の新会長が決定されるまでの間は、前任会長が会長の職務を継続する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会)

第6条 分科会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、分科会に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(報酬等)

第7条 分科会委員には、報酬及び旅費等は支給しない。ただし、船賃は支給するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の事務局は、南知多町企画部地域振興課内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。